

2020年8月6日

株主各位

静岡県富士宮市上井出 2266 番地
株式会社エッチ・ケー・エス
代表取締役社長 水口 大輔

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年7月30日開催の取締役会において、2020年9月1日（火曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年8月31日（月曜日）と定めましてので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年9月1日（火曜日）をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を現行の3,200,000株から6,400,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2020年9月下旬にお届け住所へお送りする予定です。
2. 2020年9月1日（火曜日）付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日綱町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(通話料無料)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部